

料金後納
郵便**郡上市商工会だより**

2020.11 発行第 140 号

郡上市商工会

郡上市八幡町島谷 130 番地 1

☎66-2311 FAX 66-2312

ゆうメール

HP : <http://www.gujo.ne.jp/shoko/> Email: gujo@ml.gifushoko.or.jp Facebook: <https://www.facebook.com/gujoshoko/>**第12回 新春経済講演会**

『そこまで言って委員会 NP』や『ウェークアップ! ぷらす』のメインキャスターを務めるなど多方面で活躍の辛坊治郎氏を講師にお招きして『報道から見た日本』をテーマに講演会を開催いたします。ジャーナリストとして精度の高い調査力、鋭い分析眼で今後の日本経済についてご講演いただきます。

ご来場の際は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にご協力ください。皆様のご参加をお待ちしております。

尚、毎年恒例となっております『異業種交流会』は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とさせていただきます。

**講師：辛坊 治郎 氏****期 日：令和3年 1月26日(火)****場 所：郡上市総合文化センター（大ホール）****開 演：午後2時（開場 午後1時30分～）****講 師：元読売テレビ解説員長・大阪総合研究所代表****辛坊 治郎 氏****演 題：『報道からみた日本』**

早稲田大学法学部卒業後、読売テレビ放送株式会社に入社。

「ズームイン!!朝!」「ウェークアップ!」「報道特捜プロジェクト」などのリポーター・キャスターを歴任。報道局情報番組部長、読売テレビ解説員長を経て、現在はシンクタンク株式会社大阪総合研究所代表。また読売テレビ「ウェークアップ! ぷらす」「そこまで言って委員会 NP」のメインキャスターを務めるなど多方面で活躍。

お知らせ

郡上食べ歩きスタンプラリー 開催中!!**参加店舗の登録受付継続中!**

□参加店登録料 500円

□参加店舗でお客様が300円以上の会計で台紙1枚に1回スタンプを押してください。

【スタンプラリーについて】

《実施期間》令和2年11月1日(日)～令和2年12月31日(木)

※スタンプラリーの応募は商工会本所・各出張所、または参加店に預けてください。



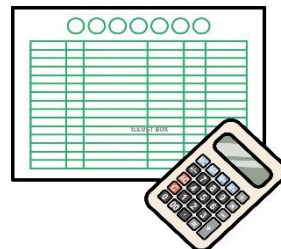
主催：郡上市商工会

年末調整に係る書類整備について

毎年10月頃より年末調整に必要な書類（証明書等）が送付されます。例年紛失されるケースも多く発生しており、スムーズな事務処理を行う為、下記の書類等をご準備いただきますようお願い申し上げます。

【準備いただくもの】

- ①マイナンバー（該当者分）※取扱注意
- ②源泉徴収簿（賃金台帳）
- ③納付書（上半期の納付書もご持参下さい）
- ④源泉徴収票
- ⑤令和2年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ⑥令和2年分給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書（保険会社等から送付された生命・地震保険料の控除証明書）
- ⑦給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表



令和2年度の年末調整における留意事項

[抜粋]

◆給与所得控除に関する改正

- ・年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表が改正されます。

◆基礎控除及び所得金額調整控除に関する改正

- ・基礎控除が額が改正され合計所得金額が2,500万円を超える所得者については、基礎控除の適用を受けることができないこととされました。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限なし)
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

◆源泉徴収簿の様式変更

○「源泉徴収簿の変更点

令和元年分 源泉徴収簿（抜粋）	令和2年分 源泉徴収簿（抜粋）
給与所得控除後の給与等の金額 ⑩	給与所得調整控除額⑩
社会保険料等からの控除分(注)⑪	給与所得調整額が給与等の金額(基礎控除額)⑪
雑所得等(申告による社会保険料の控除)⑫	控除額(給与等からの控除)⑫(注)
控除額(所得による基礎控除の適用)⑬	控除額(所得による基礎控除の適用)⑬
生命保険料の控除額⑭	生命保険料の控除額⑭
地震保険料の控除額⑮	地震保険料の控除額⑮
配偶者(特別)控除額⑯	配偶者(特別)控除額⑯
扶養控除額、障害者控除額及び障害者等からの控除額⑰	所得金額調整控除額⑰
基礎控除額⑱	基礎控除額⑱
合計所得金額(注)⑲	合計所得金額(注)⑲
定額引当金(注)⑳	定額引当金(注)⑳
及び算出所得税額㉑	及び算出所得税額㉑

所得金額調整控除額⑩」、「給与所得控除後の給与等の金額⑪」、「基礎控除額⑱」欄が追加され、「扶養控除額基礎控除額及び障害者控除等の控除額の合計金額⑱」に改められました。

＜※詳細につきましては国税庁ホームページ（年末調整のしかた）でご確認下さい。＞
確定申告のワンポイント👉

給付金・協力金等は雑収入勘定になりますが、消費税は課税されません。（不課税）
しかし、所得税や法人税は課税されます。

※年末及び新年の各出張所の開設日につきましては本誌12月号でお知らせ致します。